4　多重債務者対策

金融庁の発表によると、消費者金融等から５件以上の無担保無保証借り入れがある「多重債務者」は、平成 20 年３月末で 177 万 7 千人となり、前年同期に比べ 31.2%減少した。一方、借り入れ件数が４社以下の「債務者」は、3.6%減の 1,126 万人と、高止まりが続いている。

本市では、平成 19 年 12 月から県と連携し、金融庁の「多重債務問題改善プログラム」に沿った「長野市多重債務者包括支援プログラム」に基づき、債務状態から抜け出す「手続き」の相談に応じ、弁護士・司法書士に債務整理の引継ぎを行うとともに、自立・生活再建の支援に向けた庁内の関係部局による「長野市多重債務者生活再建サポート連絡会議」を開催している。

(1) 長野市多重債務者包括支援プログラムの概略

項　目	内　　容
把　　握	○庁内各部署は、相談業務などで市民と接する際、多重債務者を把握した場合は、本人の了解を得た上で消費生活センターへ相談することを促す。電話の場合も「借金問題は必ず解決できる」と話し、消費生活センターに来ることを強く勧める。 ○庁内各部署は、聴き取った状況等を本人の承諾を得た上で消費生活センターへ連絡するほか、その方の生活状況など必要な情報を適宜連絡する。
相　　談	○本人が消費生活センターの相談窓口を訪ねる。
受　　付	○相談員が丁寧に事情を聞き、相談者を安心させる。→　○借金の状況等を相談カードにまとめる。→　○その場で弁護士・司法書士へ依頼する。→　○本人が相談カードを持参して弁護士・司法書士を訪ねる。
	○手続き費用を工面できない方は、法テラス（※１）に法律扶助を申請する。
債務整理	↓　↑ 法律専門家が消費生活センターから引継ぐ。 ☆弁護士会：日替わり担当者　　☆司法書士会：引受会員 ↓ ○債務整理後、弁護士・司法書士は、債務整理結果を市消費生活センターに報告する。 ○市は、相談者に対し債務整理後の悩みごとのアンケートを実施する。
生活再建サポート	↓ **長野市多重債務者生活再建サポート連絡会議**を適宜に開催 ○消費生活センターは、多重債務処理結果を担当部署に連絡するとともに、アンケートに寄せられた生活再建に心配のあるケースは、それぞれの担当課へフィードバックするなど包括的支援を行うよう努める。 ○消費生活センターが中心になり、情報交換を実施する。 ○必要に応じて関係部局に照会し、支援を協議する。
そ の 他	○支援体制について広報等で周知する。

※１　法テラス ‥ 「日本司法支援センター」の略で、国民向けの法的支援を行う機関

(2) 受付・処理件数の推移

年　　度		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
相談件数　(※1)	消費生活相談	233	344	404	417	350
	市民相談	90	134	125	129	131
弁護士・司法書士への引継ぎ件数		－	－	－	27	100

※1　消費生活相談、市民相談からの抜粋

(3) 年齢・原因・借入額別の引継ぎ件数 （相談者 100 人【男性 65 人・女性 35 人】の内訳）

年 齢	件数
10 歳代	0
20 歳代	7
30 歳代	30
40 歳代	27
50 歳代	16
60 歳代	18
70 歳代	2

借 り 入 れ 理 由	件数
生活費	37
会社・事業の不振、リストラ等	18
趣味・ギャンブル	12
本人や親族のケガ・入院等	6
連帯保証・名義貸し等	6
その他	14
不明	7

債 務 額	件数
100 万円未満	8
100～200 万円	17
200～300 万円	36
300～400 万円	20
400～500 万円	6
500 万円以上	12
不明	1

(4) サポート連絡体制図

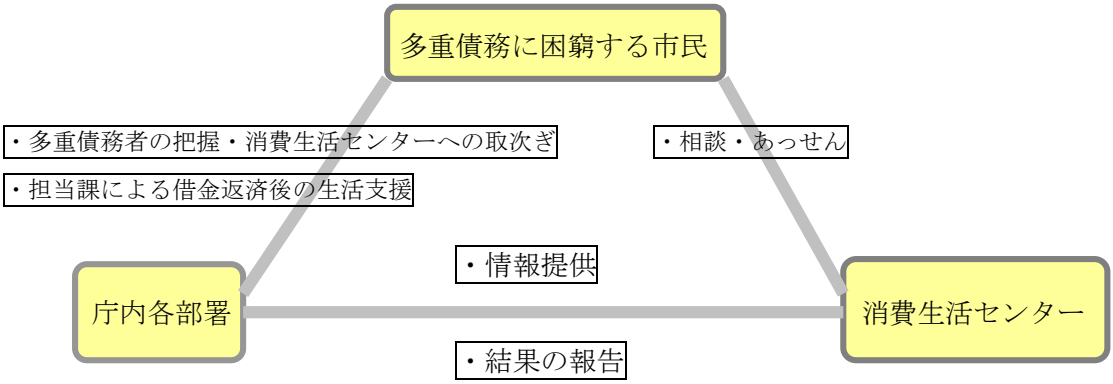

5 振り込め詐欺

(1) 相談件数内訳 （( )は市役所職員を装ったもの）

架空請求詐欺		オレオレ詐欺（未遂相談含）	還付金詐欺	融資保証金詐欺
民事訴訟等通知	有料サイト・携帯利用料未納通知			
130	312	(2) 18	(3) 6	12

(2) 振り込め詐欺被害認知状況（長野中央警察署・長野南警察署 提供）

平成 20 年集計

区 分	長野中央警察署	長野南警察署	合 計
件数・被害額	63 件・69,574 千円	16 件・22,338 千円	79 件・91,912 千円

平成 21 年 1～5 月集計（参考） （単位：件・千円）

区 分		オレオレ詐欺	架空請求詐欺	融資保証金詐欺	還付金詐欺	合 計	前年同期比
長野中央警察署	件 数	5	3	4	0	12	△45.5%
	被害額	11,600	3,450	1,161	0	16,211	△38.6%
長野南警察署	件 数	0	4	1	0	5	0.0%
	被害額	0	6,451	84	0	6,535	171.0%
計	件 数	5	7	5	0 件	17	△37.0%
	被害額	11,600	9,901	1,245	0	22,746	132.4%

６　市民相談

相談は、長野市在住弁護士会（法律）、関東信越税理士会長野支部（税務）、長野県司法書士会長野支部（登記）、長野公証人合同役場（公証）、長野県行政書士会長野支部（手続）に依頼し実施している。

(1) 相談の種類・内容

種類	件　　名	内　　容	相談日・時間
法律	土地家屋関係	賃貸借、境界紛争、売買、登記 他	毎週火曜日並びに毎月第2・4水曜日 午後1：30～3：30
	経済関係	金銭貸借、損害賠償、売買契約 他	
	相続贈与関係	相続、贈与・遺言 他	
	戸籍関係	離婚、養子関係、親子関係 他	
	その他	日照権、刑法、交通事故 他	
税務	国並びに地方税の課税及び納税に関すること	所得税、相続税、贈与税、事業所税、市県民税 他	毎月第2・4木曜日 午後1：00～4：00
登記	土地・家屋の登記及び相続に関するもの	土地、家屋、会社・組合登記、相続、贈与、訴訟手続、売買 他	毎月第3水曜日 午後1：00～4：00
公証	遺言書、契約書、示談書等に関すること	相続・遺言書、金銭消費貸借、土地建物賃貸借、交通事故、離婚 他	毎月第1木曜日・第3水曜日 午後1：00～4：00
手続	官公署に提出する書類の作成に関すること	相続、国籍、成年後見 他	毎月第1水曜 午後1：00～4：00

(2) 前年度比較、相談の傾向

種類	H20年度 VS H19年度			傾 向 ①　相談件数の多いもの ②　相談件数が増加したもの ③　相談件数が減少したもの
法律	H20年度	70回	920件	①　金銭貸借 172件　相続 133件　離婚 118件
	H19年度	74回	999件	②　損害賠償 5件
	比　較	△4回	△79件	③　境界紛争 △13件、離婚 △37件　交通事故 △7件
税務	H20年度	23回	117件	①　所得税 47件　相続税 35件　贈与税 22件
	H19年度	24回	133件	②　特になし
	比　較	△1回	△16件	③　全体的
登記	H20年度	12回	110件	①　土地問題 13件　相続関係 36件　多重債務 44件
	H19年度	11回	120件	②　相続関係 13件
	比　較	1回	△10件	③　土地問題 △10件　多重債務 △9件
公証	H20年度	20回	44件	①　相続・遺言 35件
	H19年度	20回	61件	②　特になし
	比　較	0回	△17件	③　相続・遺言 △17件
手続	H20年度	12回	68件	①　相続関係 45件
	H19年度	11回	61件	②　相続関係 5件
	比　較	1回	7件	③　特になし

参考　長野市消費生活センターの概要

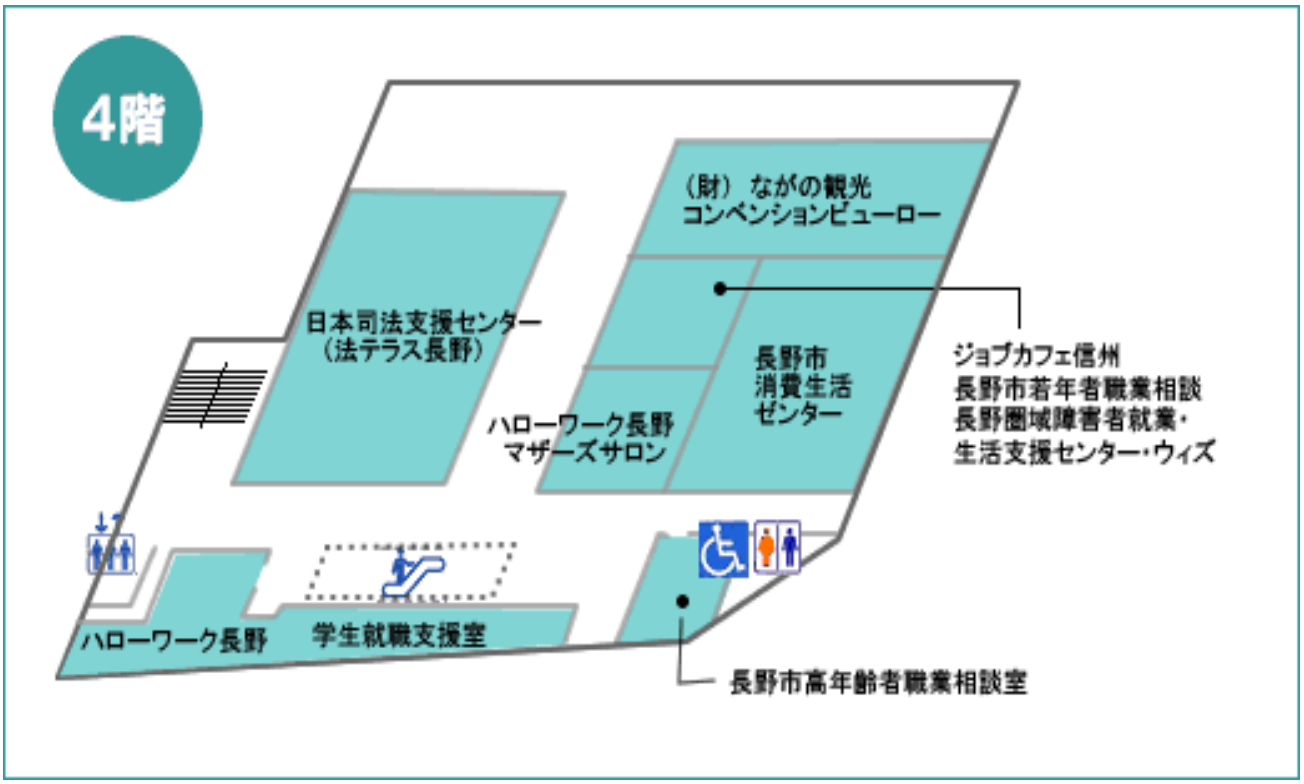

(1) 所 在 地　　長野市大字南長野新田町 1485 - 1　長野市もんぜんぷら座４階

(2) 施設面積　　全体　200 ㎡

内訳　事務室 80 ㎡、消費生活相談室 21 ㎡

展示コーナー・書庫等 57 ㎡、市民相談室（2 室）　42 ㎡